

(総務委員会)

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第八号) (衆議院送付) 要旨

本法律案は、成田国際空港の周辺地域における道路、農地及び農業用施設等の整備を促進するため、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を延長するとともに、農地及び農業用施設の整備に係る国の負担割合の特例等の対象となる事業を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を十年間延長し、平成四十一年三月三十一日までとする。
- 二、水資源開発施設の改築を国の負担割合の特例等の対象となる事業に追加する。
- 三、この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。